

令和6年(ネ)第394号 慰謝料等請求控訴事件

控訴人 奥村昇次

被控訴人 友松孝雄

控訴人準備書面(1)

令和6年7月4日

名古屋高等裁判所民事第4部口係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 柴垣幹生



本書面では、主に新たに提出する陳述書及び録音記録等をもとに、控訴人の主張を補充する。

第1 除名処分について全員会における決定はなかったこと

1 原判決は、令和4年1月4日の本件「全員会において原告の除名処分についての意見聴取及び採決が行われ、全会一致で決定されたものであると認められる。」と認定するが(原判決17頁)、その判断が誤りであることは、控訴理由書10頁で述べたとおりである。

2(1) 同日の全員会について、当時自由クラブの三役である総務会長の任にあった長縄典夫議員は、「役員会后、所属議員が待機している控室に戻りましたが、原告本人が退室し、当事者欠席の中、原告に対する弁明や陳述の機会を与えるなど適正な手続を経ることなく終わっております。この全員会では原

告を除名にする議決や賛否を取っていないと記憶しています。」と述べている（甲14・陳述書）。

(2) また、同じく同日の全員会に出席していた堀尾国大議員は、除名の契機となった議会報原稿の件の経緯について疑問を呈していた（甲20の2・録音証拠②3頁12：53～）。そして、除名の決議については、「昼休み時間に近くなって来たこともあり、採決は取られておらず、曖昧なまま終了したことを覚えています。」と述べている（甲15・陳述書）。

(3) さらに、出席者の奥村博史前議員も、除名に対しては反対意見を述べていた（甲20の2・録音証拠②4頁21：45～）。そして、除名については、「決も取られず、昼食時間が近づいた為、曖昧なまま、自然解散となったのが真相であります。」と述べている（甲16・陳述書）。

(4) このように、少なくとも三役である総務会長をはじめ、除名に消極的な意見ないし発言をした2名のメンバーには、控訴人の除名処分について採決が行われ全会一致で決定されたなどという認識は全くないのである。

3(1) 所属議員の除名処分は重要事項であるから、控訴人の除名処分の決定について議事録が作成されているのであれば、決定手続の正当性を裏付ける重要な根拠となるものと思われるが、被控訴人からそのような証拠は未だ提出されていない。

(2) 控訴人を除名処分にする旨の議事録について、長縄典夫議員は、「会議録を作るとの話を小耳にしましたが、閲覧に供したとの記憶はありません。」と述べ（甲14・陳述書）、奥村博史前議員も「私も昇次議員の前に自由クラブの役員である書記をやっていて、全員会では必ず議事録を取り保管していました（昇次議員も同じく必ず残されていました）が、その時書記（昇次議員）が不在で、代理指名も無かった為、正式な議事録が取られておらず、」と述べるなど（甲16・陳述書）、議事録が作成されていないことは明らかであろうと思われる。

- (3) 所属議員の除名処分という極めて重大な事項について議事録が作成されていないのは、極めて不自然である。
- 4(1) 原判決の認定事実(12)における「被告は、令和5年1月4日付で原告が自由クラブの所属議員でなくなった旨の会派届出事項異動届を提出しており」（原判決13頁）の部分は事実認定を誤っており、実際に被控訴人が提出したのは令和5年1月13日であると認定されるべきであることは、控訴理由書8頁で述べたとおりである。
- (2) この点について、甲第13号証を作成して控訴人に交付した議会事務局長沖中浩は、この書面の作成に先立つ令和5年1月11日、控訴人との会話の中で、「今（1月11日）の段階だと会派から出たかどうかというのは、うちも届出が何も出ていない状況なので、手続き上、まだ会派に所属している状況になっています」と述べ（甲22の2・録音証拠④）、同日現在控訴人が自由クラブから退会した旨の会派届出事項異動届は提出されていないことを明確に認めている。
- (3) このことから、控訴人が自由クラブの所属議員でなくなった旨の会派届出事項異動届（乙16）について、「自由クラブの令和5年1月4日付け会派届出事項異動届（奥村市議脱会分）について、実際は同年1月13日に受理しています。」、 「同年1月13日 自由クラブから同年1月4日付け（奥村市議員脱会分）及び同年1月12日付け（伊藤市議員脱会分）の届が提出された。」との甲第13号証の記載内容の信憑性が裏付けられる。
- 5(1) 令和5年1月13日にレディアン春日井で控訴人を除く13名で自由クラブの全員会を開催したことについて、被控訴人は、「自由クラブをいったん解散して全員に気持ちを新たにしてもらい、改めて自由クラブへの賛同者を募ることにしようと考え」て「結局、1月13日の全員会で自由クラブは解散し、新たに7名が新クラブに参加しました。」と供述している（乙24・2頁、被告調書7頁18行目～8頁7行目）。

(2) しかし、このことについて総務会長であった長縄典夫議員は、「2023（令和5）年1月4日の全員会では除名に関する合意が形成されなかった為、急遽、『レディヤンかすがい』に会場を移し、現行の自由クラブを一度解散し、再び、設立の届出と所属議員の登録を促すため、原告抜きで事を推し進めようとはしましたが、上手く事が運ばなかったと記憶しています。」と述べるとともに（甲14・陳述書）、令和5年12月14日の控訴人との会話の中でも、「全員会というよりは、合法的に、ルール通りに昇次さんを追い出すには一旦自由クラブを解散して、そこでもう一回自由クラブに入りたい人の名簿を作成して、新しく自由クラブを立ち上げようねという話でやった」、「あなたを除名するということはできないもんだから、全員会（1月4日）で除名したわけではないから。」、「除名ができないんで、合法的に適法的に一旦ばらして再度名簿を集めないといけないという話になったんだよ。」、「合法的に締め出しができないので止む無く自由クラブを解散して、あなたの名前名簿が入っていなければ、それで自由クラブが立ち上げられるはずだったが、1期の先生方が名前を書いてくれなかったので、結局こうなっちゃったんだよね。」などと述べている（甲19の2・録音証拠①4頁）。

(3) レディアン春日井で全員会を開催した経緯について被控訴人は、「会派の空気が何となく変だな、重いなというのがありまして。1回リセットをしたほうがいいなということで、三役で相談をさせていただきました。」（被告調書7頁26行目～8頁2行目）、「空気の変わったところで1回仕切り直しをしたらどうかな、という三役の中でも考えを持っておりましたので。」（同15頁11～13行目）、「私が言い出したと思いますけど、三役でどんなものだろうということで、そうだとすることで3人が同じ意見になりました。」（同15頁24～26行目）などと供述する。

しかし、「自由クラブをいったん解散して全員に気持ちを新たにしてみよう」（乙24・2頁）、「1回リセットをしたほうがいいな」、「1回仕切り

直しをしたらどうか」などというのは方便に過ぎないのであって、真の動機は控訴人を自由クラブから除名処分以外の方法で排除することにあったということ、前述のように三役の一人である総務会長自身が認めているのである。

- 6 以上のとおり、三役である総務会長をはじめ2名のメンバーにとっては、控訴人の除名処分について採決が行われ全会一致で決定されたなどという認識は全くなかったこと、所属議員の除名処分という極めて重大な事項について議事録が作成されていないこと、令和5年1月4日の段階では会派届出事項異動届（乙16）は提出されていなかったこと、同月13日に自由クラブから控訴人を排除すべく全員会が開催されたこと等の事情を考慮すると、本件全員会において全会一致で控訴人の除名が決定されたかどうかは、甚だ疑わしいと言わざるを得ない。

そうだとすれば、原判決の本件「全員会において原告の除名処分についての意見聴取及び採決が行われ、全会一致で決定されたものであると認められる。」との判断は誤りである。

第2 結論

以上のとおり、控訴人の除名処分には本件規約（甲1）第4条1項で求められる全員会の決定を経していないという重大な手続違背があったことは明白であるから、これらの点を踏まえたうえ原判決は変更されるべきである。

以上